

**令和7年度**  
**天草市資格取得支援事業補助金**  
**O&A**

**天草市経済部産業政策課**

**令和7年8月（初版）**

【補助対象内容について】

Q1 民間事業者が実施している資格試験・講習などは補助対象になるか。

A1 第二種運転免許や建築施工管理技士、介護福祉士など、国家資格と都道府県知事が認定する資格・講習を対象としているため、補助対象外。

Q2 雇用開始前に資格を取得した従業員が有する資格の更新は対象になるか。

A2 従業員が新たに取得・修了する資格・講習を対象とするため、資格の更新は対象外。なお、従業員が雇用期間中に資格取得・講習修了した資格の更新も同様。

Q3 会社の代表者・個人事業主が取得した資格等は対象になるか。

A3 従業員が取得した資格・講習を対象とするため、対象外。

Q4 取得者個人でも申請可能か。

A4 資格取得に対して支援する中小企業者等を対象としているため、取得者個人が申請することは不可。

Q5 天草市外に住民票を有する従業員も対象となるか。

A5 本事業は、市内の中小企業者等の事業継続や経営基盤の強化を目的としているため、従業員が市外在住であっても対象。(外国人も対象。)

【対象者要件について】

Q6 申請可能条件は。

A6 中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる会社及び個人に該当する者で、市内に本店を有する法人又は天草市内に住所を有している個人事業者のうち従業員を対象とする資格・講習の資格取得日及び講習修了日から申請日までに6か月以上継続して雇用する者。

【補助金額等について】

Q7 他の補助金を活用していても申請できるか。

A7 厚生労働省の教育訓練給付金含む業界団体から補助金を受けている場合でも申請は可能だが、当該補助額を除いた額を補助対象経費とする。

Q8 対象経費は。

A8 資格取得日及び講習修了日から遡って12か月前から当該資格取得のために発生した教材費、受験料、資格登録料、公共交通機関を利用した交通費、

宿泊費を対象とするが、領収書等支払ったことがわかる書類の写しが必要。

【補助事業期間、申請期限について】

Q9 申請の期限・時期は。

A9 【令和7年度のみ】対象となる資格取得日又は講習修了日から6か月以上継続雇用した日の翌日以降で令和8年3月31日までに申請可能であるもの。

(例)

資格・講習の取得・修了日	申請可能日
～令和7年3月31日	対象外
令和7年4月1日	令和7年10月1日～令和8年3月31日
令和7年9月1日	令和8年3月1日～令和8年3月31日
令和7年10月1日以降	※令和8年度補助金の有無についてお問い合わせください。

【書類作成について】

Q10 申請書類の作成方法

A10 添付書類1、添付書類2は従業員及び資格・講習ごとに作成ください。詳細は下記のとおり。

例	資格・講習Ⅰ	資格・講習Ⅱ	申請件数（添付書類の枚数）
1	従業員 A B C	従業員 D E	5枚
2	従業員 A B C	従業員 A B	5枚
3	従業員 A B	従業員 A C D	5枚

例1) 資格・講習を5人の従業員が1つずつ取得・修了したとき →5枚作成

例2) 資格・講習を2人の従業員が2つ、1人の従業員が1つ取得・修了したとき→5枚作成

例3) 資格・講習を1人の従業員が2つ、3人の従業員が1つ取得・修了したとき→5枚作成

Q11 領収書等の宛名が会社名ではなく従業員名であった場合、補助対象とな

るか。

A11 会社が費用を負担したことを確認するため、従業員が会社より費用を受け取ったことを確認できる書類が必要です。必要に応じて「(別紙)立替経費清算書」を使用ください。

【申請窓口、スケジュールについて】

Q12 資格取得前に6か月以上継続して雇用している従業員が新たに資格取得した場合、資格取得後すぐに申請できるか。

A12 資格取得日から6か月以上継続して雇用していることを条件にしているため、資格取得日から6か月以上経過しないと申請不可。

Q13 申請回数の上限はあるか。

A13 条件を満たしている場合、年度内の複数回の申請が可能。

Q14 提出方法は。

A14 下記住所宛てに郵送にて提出ください。

〒863-8631

(住所記載不要) 天草市役所産業政策課 宛て

(天草市資格取得支援事業補助金申請書等在中)